

第1 趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則(昭和42年3月町田市規則第6号)及び町田市補助金等の交付に関する要綱(2017年4月1日施行)に定めるもののほか、町田市支え合い交通事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、支え合い交通事業を実施し、又は実施しようとする団体に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、市民の移動手段を拡充し、もって市内の交通の利便性の向上に寄与することを目的とする。

第3 定義

この要綱において「支え合い交通事業」とは、地域において複数の団体が協力して交通機関を運行する事業で、営利を目的としないもの(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第49条第2号に規定する福祉有償運送を含む。)をいう。

第4 補助対象者

補助の対象となる者は、支え合い交通事業を実施し、又は実施しようとする団体のうち当該支え合い交通事業の主たる事務を行う団体であって、次に掲げるものとする。

- (1) 交通事業者
- (2) 福祉事業者
- (3) 町内会・自治会
- (4) 前3号に掲げるもののほか、3人以上で構成される団体で、支え合い交通事業を実施するために必要な知識及び経験を有すると市長が認めるもの

第5 補助対象事業

補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、支え合い交通事業の実施の準備に係る事業(補助金の交付の申請をした日の属する年度内に支え合い交通事業を開始する見込みがあるものに限る。)及び支え合い交通事業とする。

第6 補助対象経費

補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 消耗品費
- (2) 備品購入費
- (3) 印刷費
- (4) 通信運搬費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 保険料
- (7) 燃料費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める経費

第7 補助金の交付額

補助金の交付額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 支え合い交通事業の実施の準備に係る事業 補助対象経費の額から他の同種の補助金等の交付を受けた額を控除した額。ただし、33万円を限度とする。
- (2) 支え合い交通事業 補助対象経費の額から他の同種の補助金等の交付を受けた額を控除した額。ただし、18万円(同一年度において前号に定める補助金の交付を受けた場合にあっては、33万円から当該補助金の額を控除した額)を限度とする。

第8 補助金の概算払

補助金の交付の決定を受けた者は、当該交付の決定を受けた額の4割に相当する額を限度として、補助金の概算払を請求することができる。

第9 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、2022年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、2028年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、2024年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2025年3月31日から施行する。